

## 平成 27 年 3 月 19 日 文教委員会（意見開陳）

○小林委員 都議会公明党を代表しまして、当委員会に付託された平成二十七年度予算関係議案について意見開陳を行います。

平成二十七年度の一般会計当初予算案は、堅調な企業収益や雇用、所得環境の改善傾向、地方消費税の引き上げの影響などにより、増加している都税収入を活用し、政策的経費である一般歳出を前年度比三・二%増の四兆八千六百八億円と三年連続で増加させています。

その中身は、都民福祉の充実による生活の質の向上に向けた取り組みや、日本経済を力強く牽引する施策に財源を重点的に投入することとしており、世界一の都市東京の実現に向けた果敢な姿勢が顕著にあらわれた積極的な予算編成となっています。

具体的には、我が党が提言や要望を通じて主張してきた防災、減災対策として、木造住宅密集地域の不燃化、耐震化などを推進することとし、投資的経費は十一年連続で増加させております。

また、公明党が一貫して充実を求めてきた福祉と保健の分野については、三年連続で一兆円を超え、予算額、構成比ともに過去最高としています。

一方、都財政は景気変動に大きく影響を受けやすい不安定な歳入構造の上にある上、地方法人課税のさらなる不合理な見直しの動向など、その先行きは予断を許す状況にはありません。

加えて、オリンピック・パラリンピックの万全な準備や少子高齢化対策を初め、さまざまな課題がめじろ押しとなっています。

こうしたことから、今後の減収リスクや財政需要に備え、強固な財政基盤を構築することは、東京の将来にわたる持続的発展を実現する上で欠かせない取り組みであります。

今回、平成二十六年度最終補正予算とあわせて新たに七つの基金を創設したことは、中長期を見据えた財源措置として適切な対応を行ったものと考えます。

また、こうした基金や都債を有効に活用することとあわせ、事業評価などを通じ、徹底した施策の見直しにより無駄を排除し、効率性や実効性を高めていかなければなりません。その際には、複式簿記・発生主義による新たな公会計制度を活用しながら、きめ細かく分析、検証を行うよう求めます。

今後とも、都民の暮らしを守り、安全・安心をしっかりと確保するため、将来に向けて責任ある堅実な財政運営に努めることを強く望むものであります。

あわせて、予算の執行に当たっては、都民の期待に対して的確に応えられるよう、より一層効果的に行うとともに、景気回復の流れを家計や中小企業に届けられるよう、早期に実効性の高い施策を展開させていくことを要望いたします。

次に、各局別に申し上げます。

初めに、生活文化局関係について申し上げます。

一、東京都の公式ホームページについて、高齢者や視覚障害者も含め、誰もが利用しやすいホームページに改善を図ること。

一、多様な広報媒体を活用し、わかりやすく、きめ細かい広報広聴活動を進めること。

一、女性の活躍推進に向けて、女性活躍推進白書の策定により、一層の機運の醸成を図

るとともに、大都市ならではの課題を踏まえた施策を展開すること。

一、東京ウィメンズプラザの相談事業のほか、配偶者暴力対策を推進し、区市町村や民間団体などと協力連携し、被害者支援に努めること。

一、あらゆる人々が芸術文化を創造し、享受する都市東京の実現に向けて、新たに策定する文化ビジョンにより、障害者アートへの取り組みや障害者の芸術文化鑑賞への環境を充実するなど、多くの人々が参加できる文化プログラムなどを展開すること。

一、アーツカウンシル東京を積極的に活用し、芸術文化を通じた国際交流や青少年の健全育成に貢献するとともに、取り組みの充実を努めること。また、国際音楽の日に合わせて大規模なフェスティバルを開催するほか、東京都交響楽団を積極活用すること。

一、東日本大震災で被災された方々の心を癒やし、夢や希望を与える芸術文化活動による被災地支援を継続的に展開すること。

一、現代美術館など都立文化施設の計画的かつ効果的な改修を進めるとともに、広く世界に向けて東京の文化を発信する中核として、案内表示の多言語化やW i F i 接続環境など機能の充実を図ること。また、広域共通パスの導入などにより、文化施設のネットワーク化に向けた取り組みを進めること。

一、コミュニティ形成に貢献する地縁団体、N P O、公衆浴場などへの支援に努めること。

一、ボランティア活動への参加を促進するため、都民、企業、N P Oなどの多様な主体との連携や区市町村への支援などに関する方策を示すとともに、東京ボランティア・市民活動センターの機能強化を図るなど、機運の醸成を進めること。

一、二〇二〇年大会に向け、国際都市として多くの外国人を受け入れるに当たり、外国人おもてなしボランティアを計画的に育成するとともに、地域の中でともに生活する社会を見据え、多文化共生に関する施策を積極的に展開すること。

一、東京都消費生活基本計画に定める各施策について計画的に推進すること。

一、悪質、巧妙化する不適正取引事業者に対し、条例改正により厳正な行政処分を講ずるなど、消費者被害の未然、拡大防止策を進めること。

一、消費生活総合センターの機能を強化し、相談、情報の収集・提供、学習・活動支援などの消費者教育を充実すること。さらに、区市町村への必要な支援を講じ、都内全体の相談機能を向上させること。

一、高齢者の消費者被害防止に向けて、地域における見守りネットワークづくりを推進すること。

一、生活用品に起因する事故に子供や高齢者が巻き込まれないよう、未然防止など安全確保に向けた取り組みを強化すること。

一、深刻な問題となっている多重債務問題に関し、金銭管理能力の不足などにより返済困難に陥った方に対するカウンセリングを実施すること。

一、私立学校、幼稚園に対する基幹的補助である経常費補助を初め、保護者負担軽減など、各種補助の充実を図ること。

一、子ども・子育て支援新制度の施行後も、認定こども園がこれまでどおり幼児教育、保育の質を確保し、保護者からのニーズに引き続き応えていけるよう必要な支援を図ること。

と。

一、生徒の安全確保のため、引き続き耐震工事補助や老朽校舎の改築促進、アスベスト対策、非構造部材耐震対策の継続に努めるほか、AEDなどの整備を支援すること。

一、私立高校生の留学支援制度については、引き続き各学校の意見を聞き、独自の留学制度に対する支援を継続すること。

次に、オリンピック・パラリンピック準備局関係について申し上げます。

一、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備を着実に推進するとともに、大会開催機運の醸成に取り組むこと。また、多くの都民がオリンピック・パラリンピックにかかわれるよう、ボランティア活動の活性化を図ること。

一、被災地の子供と東京の子供たちとのスポーツ交流や、被災地と東京をたすきでつなぐ千キロ縦断リレーを引き続き実施するとともに、二〇二〇年大会を通じた被災地復興支援事業の拡充に取り組むこと。

一、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツに親しむことができるよう、場の開拓、人材育成、情報発信など、障害者スポーツの環境づくりをより一層推進すること。

一、二〇二〇年パラリンピック大会に向け、普及啓発や選手の競技力向上などに取り組むとともに、スポーツを通じて障害のある人とない人の相互理解がさらに進むよう、さまざまな取り組みを実施すること。

一、新設する競技施設については、後利用を見据えた整備を行い、二〇二〇年大会のレガシーとして、大会後の東京のさらなる発展につながるものとする。

一、東京オリンピックなどの国際舞台での活躍を見据え、国体候補選手強化やジュニア選手の発掘、育成など、競技力向上事業について一層の拡充を図ること。

一、都民が日常的にスポーツに親しむことができる地域スポーツクラブの設立、活動に対し、総合的な支援策を充実させること。

一、都民のスポーツに対する興味や関心を喚起するため、誰もが気軽に参加できるスポーツイベントを実施するなど、スポーツムーブメントの醸成を図ること。

一、駒沢オリンピック公園総合運動場などの都立スポーツ施設の計画的な改修を進めること。

一、東京マラソンについては継続して実施すること。

次に、教育庁関係について申し上げます。

一、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業などの諸施策を推進するとともに、小中学校施設における非構造部材の耐震化及び特別教室の冷房化が確実に進むよう支援すること。

一、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に努め、夜間、休日における相談体制の充実や、全校に配置したスクールカウンセラーなどの専門家を活用した取り組みを進めるなど、実効性ある総合的な対策をとること。

一、有害な電子情報や、いわゆるネットトラブルから子供たちを守るため、情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用の仕方などについて啓発を図ること。

一、不登校及び中途退学者対策や児童虐待の防止を強化するため、課題を抱えた児童生徒の家庭との連携を図り、スクールソーシャルワーカーの配置拡充や福祉事務所などの活用を進め、十分な配慮に努めること。

一、少人数指導を進めて児童生徒の理解力を高めるほか、学力、体力の実態把握を効果的、計画的に事業などに反映させ、学力、体力の向上を図ること。

一、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック競技大会向け、オリンピック・パラリンピック教育、日本の伝統文化教育を推進すること。

一、校種を問わないキャリア教育や社会貢献活動の推進、ものづくりなどの専門高等学校の魅力向上に努めること。

一、都立高校の一泊二日宿泊防災訓練や防災活動支援隊など、より実践的な防災教育の充実を図り、地域に貢献できるよう生徒を育成すること。

一、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の効果的な推進を図るとともに、発達障害のある児童生徒への支援、教育の充実を図ること。あわせて、放課後の居場所づくりなどを進めること。

一、寄宿舎の閉舎については、利用中の児童生徒の円滑な移行を確保するため、区市町村福祉施策との連携を含め、万全の配慮に努めること。あわせて、閉舎後も施設の有効活用を図るとともに、存続する寄宿舎については新たに全都的な活用を図ること。

一、教職大学院派遣研修や海外派遣研修を拡充し、教員の資質向上を図るとともに、再任用教員を活用した新人教員の育成策の充実を努めること。

一、校務改善を推進し、教員が子供と向き合う時間を長く確保するほか、授業改善や教員の資質向上、職層、職種を超える一体となった学校運営などの充実を図ること。

一、メンタルヘルス対策のため、ストレス検査などの諸施策を推進し、教職員の健康保持に努めること。

一、全教職員がアレルギー疾患に関する正しい知識や処置方法を身につけ、アレルギー疾患のある児童生徒に適切に対応するための取り組みを進めること。

一、栄養教諭を都内全域に配置し、食育リーダーや学校栄養士との連携を深め、食育の推進を図ること。

一、都立高校生の海外留学を積極的に支援するとともに、外国語教育の一層の充実を図ること。

一、帰国子女や外国人子女に向けた日本語教育については、夜間中学などを活用する指導を含め、必要な法整備を国に強く要請すること。あわせて、相談窓口の充実と指導方法の効果的な改善を進め、必要な教員の確保を図るほか、ボランティアの活用を含め、人員、経費の支援に努めること。

一、放課後子供教室について、広く都内全域での推進を図ること。

一、定時制高校の体制充実と柔軟な定員対応に努めること。

一、文化財保護の一層の充実を努め、都民が文化財に親しめる事業の推進を図ること。

以上をもちまして意見の開陳を終わります。